

太田川幹線ゲート点検仕様書

1 業務目的

本業務は、太田川幹線ゲートを緊急時に備えて点検し、機能確認及び調整を行うものである。

2 業務内容

(1) 点検区分、点検内容 *操作盤とは、屋外自立型のゲート操作盤をいう。

(ア) 年(定期)点検 (ゲート設備の総合点検)

開閉装置及び操作盤の設備を主体として、目視及び点検器具で点検し、簡易な給油脂を行った後、総合的に操作の機能確認及び調整を実施する。

(イ) 月(巡回)点検 (操作盤の点検)

操作盤の設備を主体として、外部から目視及び点検器具で点検し、機能確認及び調整を実施する。

(2) 点検場所

(ア) 年(定期)点検 (ゲート設備の総合点検)

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| ①口田ゲート | ②根の谷川橋 (左岸) ゲート | ③根の谷川橋 (右岸) ゲート |
| ④一之瀬橋 (左岸) ゲート | ⑤一之瀬橋 (右岸) ゲート | ⑥新鳥越橋 (右岸) ゲート |
| ⑦根の谷川 (左岸) ゲート | ⑧根の谷川 (右岸) ゲート | ⑨高松橋 (左岸) ゲート |
| ⑩高松橋 (右岸) ゲート | | |

(イ) 月(巡回)点検 (操作盤の点検)

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| ①口田ゲート | ②根の谷川橋 (左岸) ゲート | ③根の谷川橋 (右岸) ゲート |
| ④一之瀬橋 (左岸) ゲート | ⑤一之瀬橋 (右岸) ゲート | ⑥新鳥越橋 (右岸) ゲート |
| ⑦根の谷川 (左岸) ゲート | ⑧根の谷川 (右岸) ゲート | ⑨高松橋 (左岸) ゲート |
| ⑩高松橋 (右岸) ゲート | | |

(3) 業務の実施

業務の実施に当たっては、その都度指示票により指示するものとする。

(4) 点検結果の報告

点検結果は、年(定期)点検・月(巡回)点検とも毎作業完了後、速やかに本市に報告すること。
なお、定期点検時に不具合箇所には処置方法及び優先度のランク付けを行い、早急に対処すべき事項について後日見積書を提出すること。

(5) その他

業務履行中にゲート設備の異常を発見した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、本市の指示により緊急措置を行うこと。

3 遵守事項

(1) 受託者は、労働安全衛生法及び建設工事公衆災害防止対策要綱等の関係法令に従うとともに事故防止に必要な措置を講じなければならない。

(2) 業務従事者には、適切な服装及び保安帽の着用をさせ、安全管理を十分に行うこと。

(3) 業務従事者の保安確保及び履行場所の整理整頓に努めるとともに、安全教育及び事故防止対策について万全を図ること。

(4) 人孔内に立ち入る前には、必ず人孔の換気を実施し、ガス検知器により安全性を確認するなど安全対策を行うとともに、人孔内での作業中は常時換気を行うこと。

(5) 人孔内での作業に伴い人孔蓋を開けているときは、人孔周囲に転落防止用ネットを設置するなど安全対策を行うとともに、人孔内の安全性の確保を兼ねた安全監視員を配置すること。

4 提出等

(1) 委託業務実施計画書を作成し、業務着手前に監督員へ提出しなければならない。

(2) 委託業務実施計画書には、業務に従事する従業員の氏名、住所、緊急時の現場配置及び連絡体制(出水時等)、安全管理、使用機械、主要資材、施工方法を記載すること。

(3) 記載内容に変更が生じた場合、監督員へ速やかに報告するとともに委託業務変更計画書を提出すること。

(4) 委託業務完了確認書を作成し、毎月月末に監督員へ提出し検査を受けなければならない。

(5) 委託業務完了確認書には、点検結果及び状況写真を添付すること。

(6) 検査の結果、手直しがあつた場合は、直ちに修正し再検査を受けること。

5 その他

この仕様書に疑義のあるとき、または定めのない事項については、当事者協議のうえ定めるものとする。

樋門操作仕様書

1 業務の適用

本仕様書は、安佐北区地域整備課が発注する以下の委託業務（以下「業務」という。）について、運用するものとする。

(1) 樋門の操作

2 業務内容

別添の実施要領により行うものとする。

3 業務の実施

- (1) 業務の実施に当たっては、その都度指示票により指示するものとする。
- (2) 指示を受けたときは、直ちに業務を実施するものとする。
- (3) 操作場所（新川樋門・中野樋門・玖村樋門・友竹樋門・友光1号排水樋門・友光2号排水樋門）

4 遵守事項

業務を実施するに当たっては、業務の重要性をよく認識し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は「労働安全衛生法」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の関係法令に従うとともに、事故防止に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 業務の実施に必要な道路使用、交通の制限等の届出または許可申請を行い、その許可等を受けなければならない。

5 提出等

- (1) 委託業務実施計画書を別添の実施要領により作成し、業務着手前に監督員へ提出しなければならない。
- (2) 委託業務実施報告書を別添の実施要領により作成し、監督員へ提出しなければならない。

6 その他

この仕様書に疑義のあるとき、または定めのない事項については、当事者協議のうえ定めるものとする。

実 施 要 領

1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は樋門操作仕様書に示す委託対象地域の施設の内水排除に必要な管理を行うことを目的とする。

2 業務の内容

- (1) 樋門の操作
樋門の開閉操作を実施するものとする。

3 委託業務実施計画書の作成

委託業務実施計画書は次の事項を記載しなければならない。また、当初の記載事項に変更及び追加が生じた場合、すみやかに変更委託業務実施計画書を提出しなければならない。

- (1) 業務に従事する従業員の氏名、住所
- (2) 緊急時の現場配置及び連絡体制（出水時等）

4 委託業務実施報告書の作成

- (1) 報告書は、本市指定の様式で作成し、提出しなければならない。
- (2) 委託業務完了確認書を作成し、検査を受けなければならない。
- (3) 業務施工状況写真を報告書に添付して提出しなければならない。
- (4) 検査の結果、手直しを指示された場合は、直ちに履行し再検査を受けなければならない。
- (5) 当月分の報告書については、月末までに監督員に提出しなければならない。
- (6) この実施要領に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示を受けなければならない。

樋門点検仕様書

1 業務の適用

本仕様書は、安佐北区地域整備課が発注する以下の委託業務（以下「業務」という。）について、運用するものとする。

- (1) 樋門の点検管理
- (2) 樋門の管理用通路の除草

2 業務内容

別添の実施要領により行うものとする。

3 業務の実施

- (1) 業務の実施に当たっては、その都度指示票により指示するものとする。
- (2) 玖村樋門については、監督員の指示により管理用通路の除草を行うものとする。
- (3) 点検場所（6ヵ所）
新川樋門・中野樋門・玖村樋門・友竹樋門・友光1号排水樋門・友光2号排水樋門

4 遵守事項

業務を実施するに当たっては、業務の重要性をよく認識し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は「労働安全衛生法」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の関係法令に従うとともに、事故防止に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 業務の実施に必要な道路使用、交通の制限等の届出または許可申請を行い、その許可等を受けなければならない。

5 提出等

- (1) 委託業務実施計画書を別添の実施要領により作成し、業務着手前に監督員へ提出しなければならない。
- (2) 委託業務実施報告書を別添の実施要領により作成し、監督員へ提出しなければならない。

6 その他

この仕様書に疑義のあるとき、または定めのない事項については、当事者協議のうえ定めるものとする。

実施要領

1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は樋門点検仕様書に示す点検対象施設の機能保持に必要な管理を行うことを目的とする。

2 業務の内容

- (1) 樋門の点検管理
点検項目及び点検は、監督員の指示により実施するものとする。
- (2) 樋門の管理用通路の除草
管理用通路の雑草等を刈取ることにより、樋門の点検管理における環境改善を図るものである。刈取った雑草等は、直ちに搬出するものとする。

3 委託業務実施計画書の作成

委託業務実施計画書は次の事項を記載しなければならない。また、当初の記載事項に変更及び追加が生じた場合、すみやかに変更委託業務実施計画書を提出しなければならない。

- (1) 業務に従事する従業員の氏名、住所
- (2) 緊急時の現場配置及び連絡体制（出水時等）

4 本業務で発生する副産物等は、下記のとおり処分すること。

指定副産物等	最終処分場所	備考
雑草等	広島市焼却処分場	本業務から発生する雑草等は、積算上環境局安佐北工場（広島市安佐北区可部町大字中島1460-1）へ搬入するものと仮定して積算しているが処分場を特定するものではない。

5 委託業務実施報告書の作成

- (1) 報告書は、本市指定の様式で作成し、提出しなければならない。
定期点検時に、不具合箇所には処置方法及び優先度のランク付けを行い、早急に対処すべき事項について後日見積書を提出すること。
業務履行中にゲート設備の異常を発見した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、メーカー技術者による点検を受け報告書を提出すること。本市の指示により緊急措置を行うこと。
- (2) 委託業務完了確認書を作成し、検査を受けなければならない。
- (3) 業務施工状況写真を報告書に添付して提出しなければならない。
- (4) 検査の結果、手直しを指示された場合は、直ちに履行し再検査を受けなければならない。
- (5) 当月分の報告書については、月末までに監督員に提出しなければならない。
- (6) この実施要領に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示を受けなければならない。

局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等における安全管理 特記仕様書

1 適用

- ① 本特記仕様書は、局地的な大雨に対して作業環境の安全性を確保するため、雨水が流入する下水道管渠及びマンホール内に作業員が入坑する工事等に適用するものである。
- ② 本仕様書に定めのない詳細な事項については、『局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)』【平成20年10月】（以下「安全対策の手引き」という。）によるものとする。

2 作業の対象

- ① 作業の対象は、管更生や管内補修などの工事及び工事以外の点検や調査、清掃を含め、雨水が流入する下水道管渠及びマンホール内における作業全般（以下「工事等」という。）とする。
- ② 開削、推進及びシールドなどの新設工事については、既設管渠と接続する場合等、急激に雨水が流入する恐れがある場合は対象工事とする。

3 安全管理計画の作成

請負者は、作業着手前に以下（4～8）の各項目を明記した施工計画書又は作業計画書を作成して本市監督員に提出するとともに、作業員へ周知徹底を図ること。

4 現場特性の事前把握

- ① 請負者は、工事等を行う地域及び上流域を対象とする大雨に関する気象予測及び気象情報(安全対策の手引き第3章（P7）参照)を作業前に把握すること。
- ② 請負者は、工事等着手前には本市監督員から下水道管渠施設情報等の貸与を受けるなどして、現場特性に関する資料や情報(安全対策の手引き第4章4-2（P15）参照)を収集・分析し、急激な増水による危険性等を十分に把握すること。

5 工事等の中止基準の設定

請負者は、次の標準的な工事等の中止基準を踏まえ、施工箇所毎に、現場特性に応じた中止基準(安全対策の手引き第4章4-3-2（P20）参照)を設定すること。

中止基準の設定にあたっては、退避時間の長さ、退避条件の厳しさ、現場の増水特性等を十分考慮すること。

<標準的な工事等の中止基準>

以下のいずれかの場合は、工事等を中止する。

- ① 当該作業管きよの集水区域に洪水または大雨注意報・警報が発表された場合
- ② 当該作業管きよの集水区域に降雨または雷が発生している場合

6 工事等の再開基準

工事等の再開基準の設定にあたっては、下水道管渠内水位が通常時と変わらないことや当該作業現場の安全が十分確保されていること(安全対策の手引き第4章4-3-4 (P25) 参照)を確認すること。

<標準的な再開基準の例>

以下の全てが満足された時点で、工事等を再開する。

- ① 当該作業箇所または上流部に雨が降っていないこと、また、当該作業箇所または上流部に係わる気象区域に、注意報または警報が発表されていないこと。
- ② 下水道管渠内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないことが確認されること。
- ③ 施工計画書又は作業計画書に定めた安全管理計画の全ての事項について、安全確認を完了すること。

7 迅速に退避するための対応

請負者は、工事等の開始後に中止基準に至った場合や急激な増水による危険性が察知された場合等に、下水道管渠内の作業員が安全かつ迅速に退避できるように下記の具体的な対策方法を定めること。

① 退避手順の設定

- 1) 下水道管渠内作業員の退避ルート、退避時の情報伝達方法等の退避手順を設定すること。
- 2) 実際の現場において、退避訓練を実施し、退避時の対応手順や情報伝達の確実性、退避時間等を実地検証すること。

② 安全器具等の設置

- 1) 現場特性に応じて、最適と考えられる増水緩和や流出防止に関わる安全器具等の設置を行うこと。
- 2) 安全器具の使用方法について、事前に全ての作業員が使用できるよう訓練すること。

③ 情報収集と伝達方法

1) 下水道管渠内での作業中は、地上監視員を配置して、気象等の情報収集を行い、その情報を確実に下水道管渠内作業員全員に伝達して、危険性の早期発見や危機回避に努めること。

なお、地上監視員は、現場全体を把握できる者（原則、現場代理人）を選任すること。

④ 資機材の取り扱い

1) 下水道管渠内の資機材については、流出防止対策を講じておくとともに、下水道管渠内作業員が退避する場合には、退避に支障がある資機材は残置して、作業員の退避を最優先させること。

8 日々の安全管理の徹底

請負者は、作業開始前に作業関係者全員に対し、使用する安全器具の設置状況、使用方法、当日の天気情報及び退避時の対応策等についてミーティング(安全対策の手引き第4章4-5 (P33) 参照)を通じて周知徹底すること。これらの内容は、安全管理点検表等(安全対策の手引き第4章、図4-9 (P34) 参照)により確認させること。

請負者は、平素より講習・訓練等によって安全管理に係わる知識や技術を習得するとともに、継続的な取組みにより、危機管理意識の向上に努めること。

※ 『局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)』【平成20年10月】については、国土交通省のホームページを参照すること。

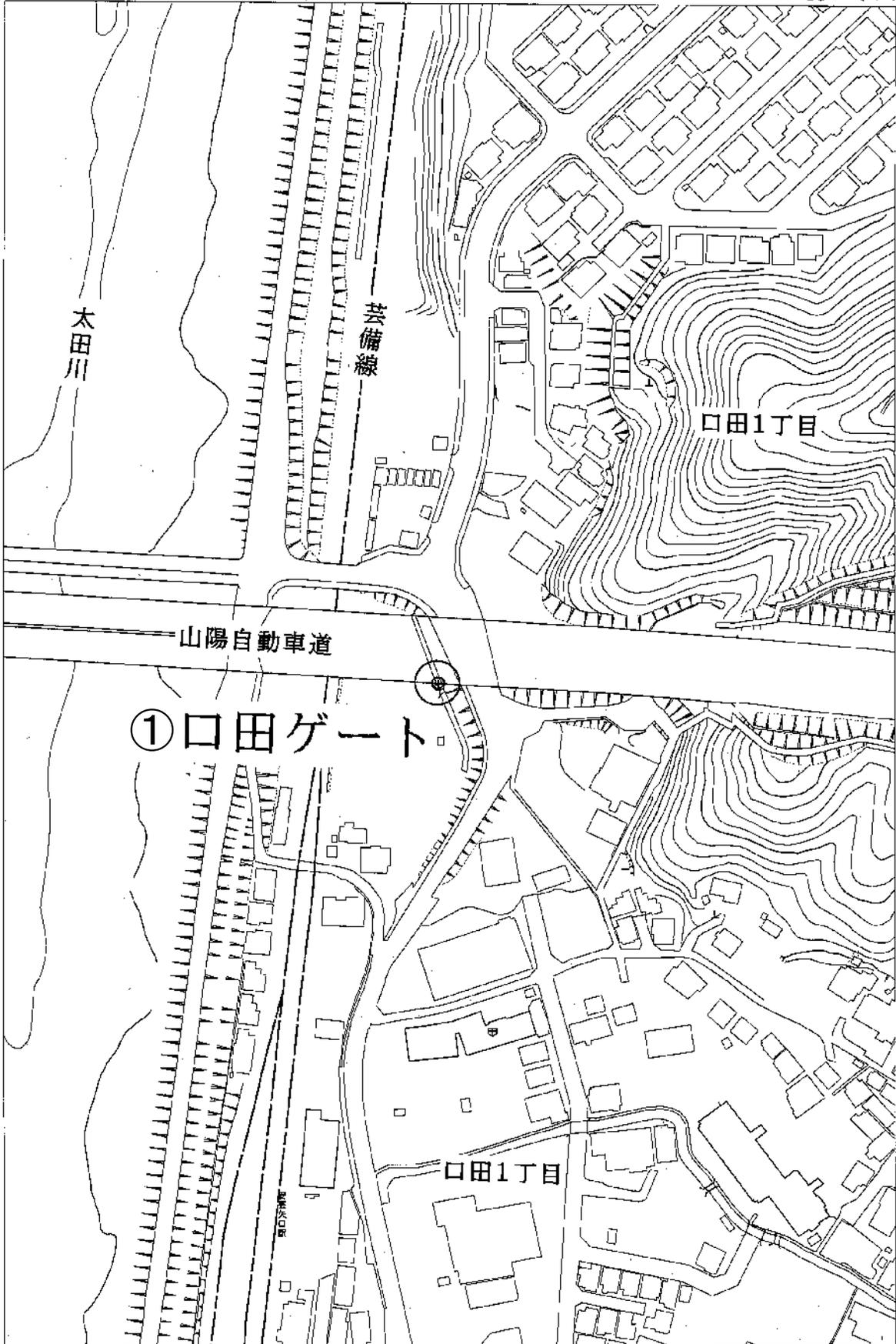
アドレス (http://www.mlit.go.jp/report/press/city13_hh_000036.html)

施工条件

明 示 事 項	内 容						
本業務の制約条件	<p>1. 施工の制約は道路使用許可条件によるが、昼夜の区分については下記のとおりとしている。</p> <p>1) 太田川幹線ゲート点検(10箇所)</p> <p>(1) 月点検(10箇所)</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 昼間点検</p> <p style="padding-left: 40px;">(計=10箇所)</p> <p>(2) 年(定期)点検(10箇所)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p style="padding-left: 20px;">ア 昼間点検</p> <p style="padding-left: 40px;">(計=8箇所)</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高松橋(右岸)ゲート ・ 根の谷川(左岸)ゲート ・ 根の谷川橋(右岸)ゲート ・ 一之瀬橋(右岸)ゲート </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高松橋(左岸)ゲート ・ 根の谷川(右岸)ゲート ・ 根の谷川橋(左岸)ゲート ・ 口田ゲート </td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">イ 夜間点検</p> <p style="padding-left: 40px;">(計=2箇所)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 夜間点検</p> <p style="padding-left: 40px;">(計=2箇所)</p> <p>2) 樋門点検(6箇所)</p> <p>(1) 毎月点検(6箇所)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p style="padding-left: 20px;">ア 昼間点検</p> <p style="padding-left: 40px;">(計=6箇所)</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新川樋門 ・ 玖村樋門 ・ 友光1号排水樋門 </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中野樋門 ・ 友竹樋門 ・ 友光2号排水樋門 </td> </tr> </table>	<p style="padding-left: 20px;">ア 昼間点検</p> <p style="padding-left: 40px;">(計=8箇所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高松橋(右岸)ゲート ・ 根の谷川(左岸)ゲート ・ 根の谷川橋(右岸)ゲート ・ 一之瀬橋(右岸)ゲート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高松橋(左岸)ゲート ・ 根の谷川(右岸)ゲート ・ 根の谷川橋(左岸)ゲート ・ 口田ゲート 	<p style="padding-left: 20px;">ア 昼間点検</p> <p style="padding-left: 40px;">(計=6箇所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新川樋門 ・ 玖村樋門 ・ 友光1号排水樋門 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中野樋門 ・ 友竹樋門 ・ 友光2号排水樋門
<p style="padding-left: 20px;">ア 昼間点検</p> <p style="padding-left: 40px;">(計=8箇所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高松橋(右岸)ゲート ・ 根の谷川(左岸)ゲート ・ 根の谷川橋(右岸)ゲート ・ 一之瀬橋(右岸)ゲート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高松橋(左岸)ゲート ・ 根の谷川(右岸)ゲート ・ 根の谷川橋(左岸)ゲート ・ 口田ゲート 					
<p style="padding-left: 20px;">ア 昼間点検</p> <p style="padding-left: 40px;">(計=6箇所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新川樋門 ・ 玖村樋門 ・ 友光1号排水樋門 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中野樋門 ・ 友竹樋門 ・ 友光2号排水樋門 					
安全対策関係	<p>1. 本業務にあたっては、一般交通及び歩行者等に支障を及ぼすことのないように交通誘導員及び保安施設を適切に配置し施工するものとする。</p> <p>2. 太田川幹線ゲートの年(定期)点検(10箇所)時における、交通誘導員の配置は1日当り2人を見込んでいる。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、昼間点検箇所は、交通誘導員Bとし、夜間点検箇所は主要地方道広島三次線につき、交通誘導員Aを配置することとしている。</p>						
その他	<p>1. 本業務の積算では、令和7年度土木工事標準積算基準書、令和7年12月単価を適用している。</p>						

位置図

広島市

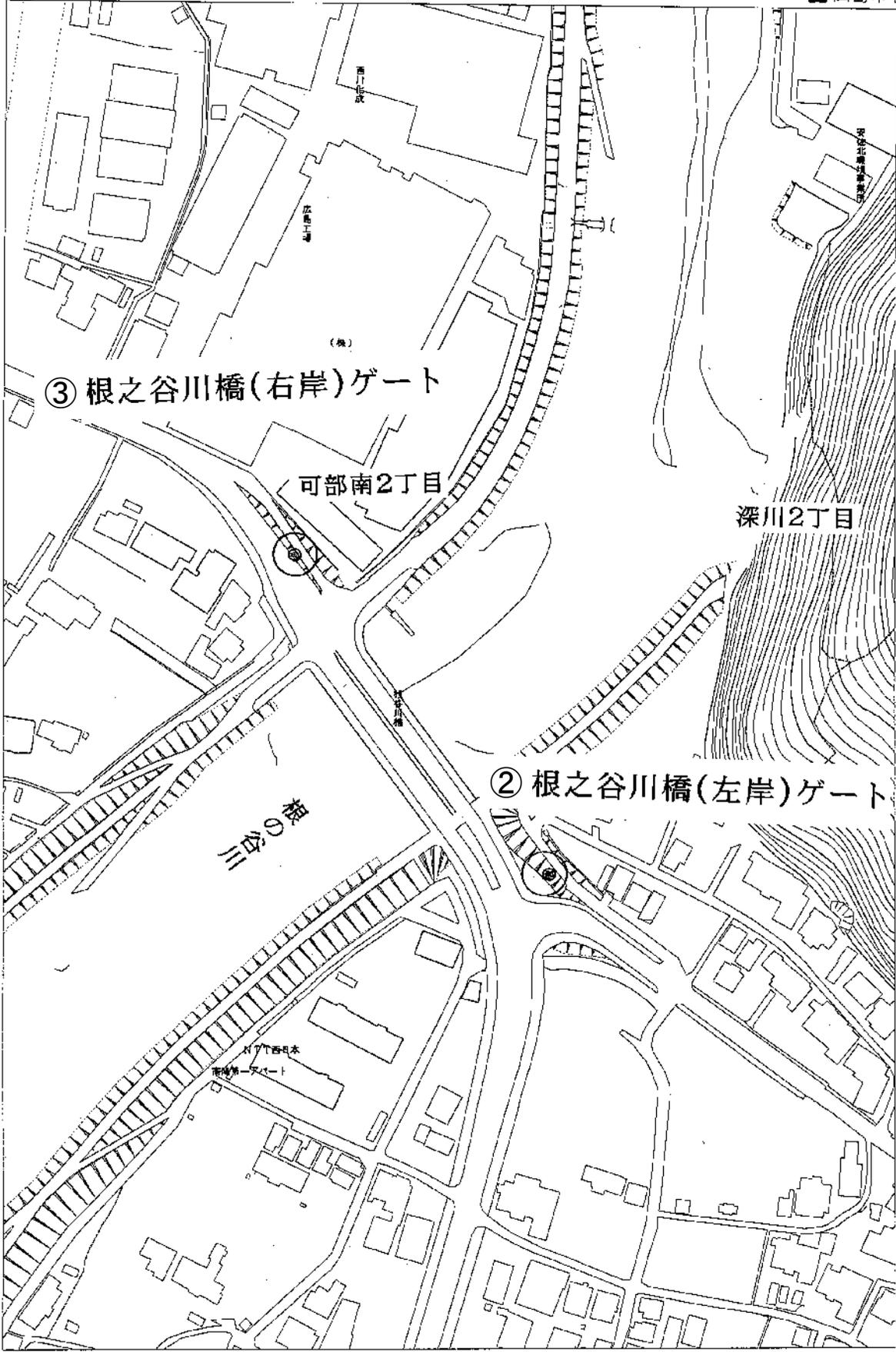


① 口田ゲート

縮尺 (1 : 2,000)

位置図

広島市



③ 根之谷川橋(右岸)ゲート

可部南2丁目

深川2丁目

② 根之谷川橋(左岸)ゲート

三砂目

根之谷川橋(左岸)ゲート

縮尺(1:2,000)

-166805.07

-166805.07

-167311.07

-167311.07

32325.72

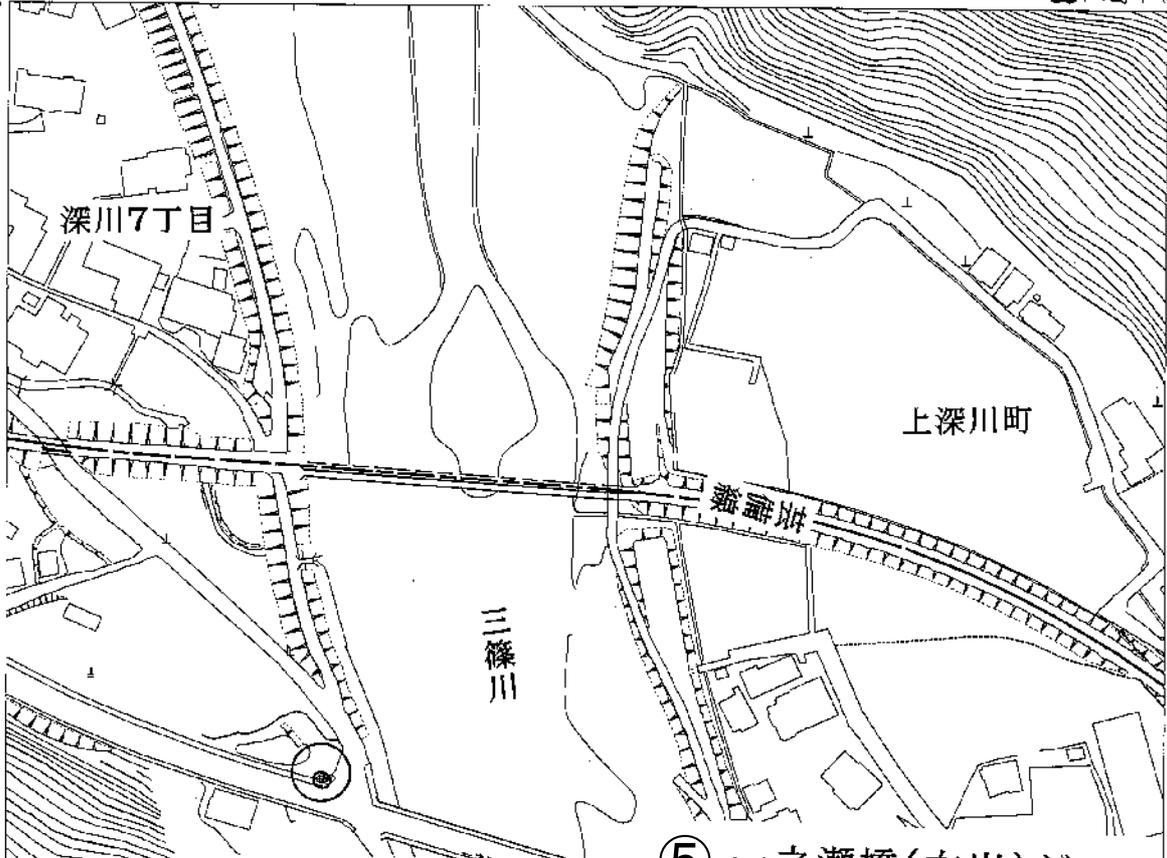
32325.72

32325.72

32325.72

位置図

広島市



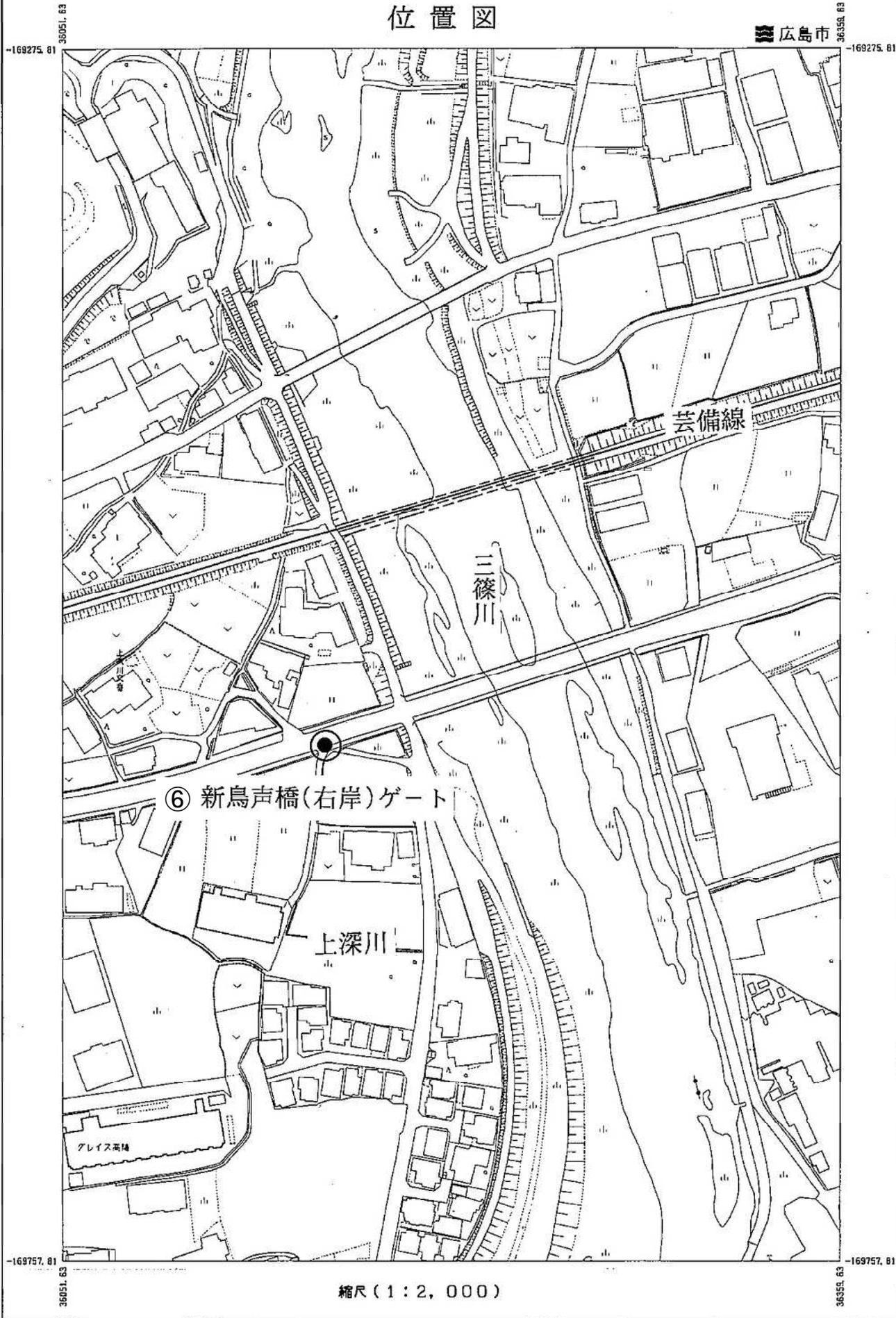
④ 一之瀬橋(左岸)ゲート

⑤ 一之瀬橋(右岸)ゲート

縮尺(1:2,000)

位置図

広島市



位置図

広島市

-165836. 71

-165836. 71



可部東1丁目

⑦ 根の谷川(左岸)ゲート

根の谷川

⑧ 根の谷川(右岸)ゲート

可部南2丁目

-156342. 71

-156342. 71

縮尺(1:2,000)

32654. 82

32654. 82

位置図

広島市

33066.37

3374.37

-164475.32

-164475.32

⑩ 高松橋(右岸)ゲート

⑨ 高松橋(左岸)ゲート

可部三丁目

根谷川

可部学区
集会所

可部学区
公民館

可部学区
公民館

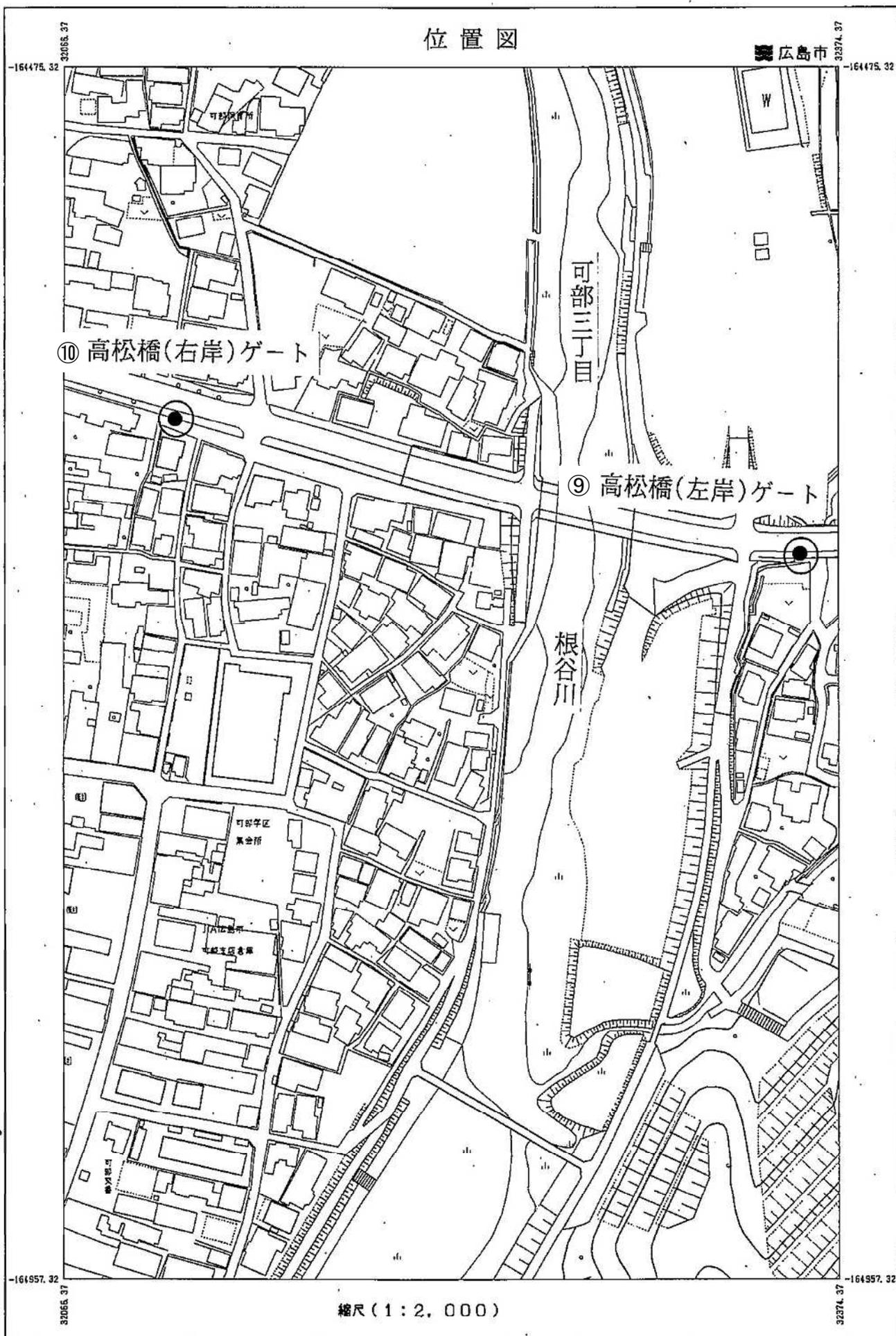
-164957.32

-164957.32

32066.37

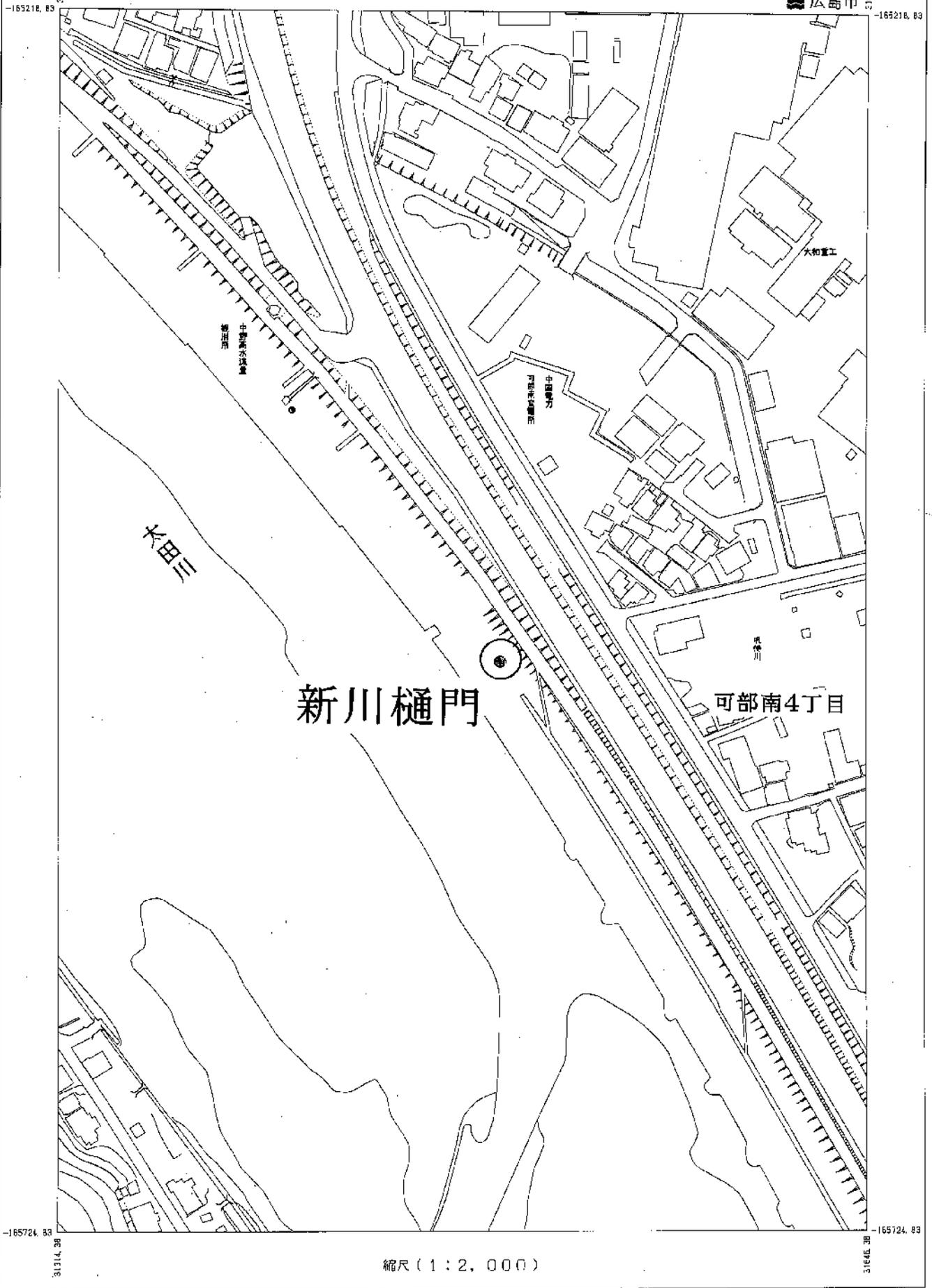
3274.37

縮尺(1:2,000)



位置図

広島市



水田三

新川樋門

可部南4丁目

縮尺(1:2,000)

位置図

広島市



中野樋門

可部2丁目

可部交番

榎の谷川

可部町大字上原

縮尺(1:2,000)

位置図

広島市



玖村樋門

三田木

落合2丁目

廣文堂

落合町

落合川

縮尺 (1 : 2,000)

31045.25
168928.53

31378.25
168928.53

31045.25
169434.53

31378.25
169434.53

位置図

広島市

33231.90
-188619.26

30653.90
-168219.28

太田川

口田5丁目

友竹樋門

口田2丁目

洪備線

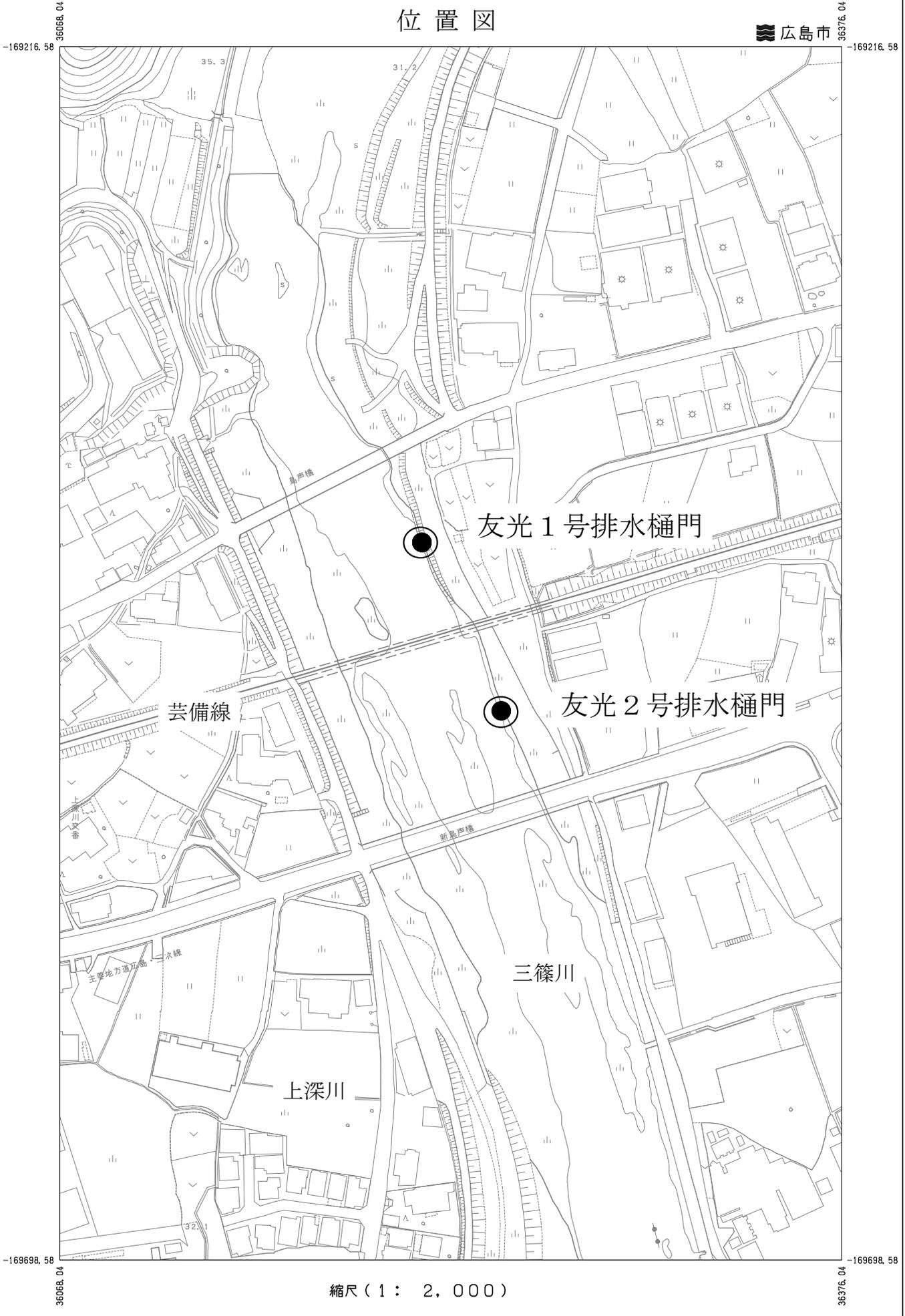
縮尺(1:2,000)

33231.90
-170323.26

30653.90
-170223.28



位置図



縮尺 (1 : 2,000)